

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産・・・主として個別法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（おおむね5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に対する補償費用に充てるため、完成工事の補償費用見積高を算出した額を引き当てております。

4. 収益および費用の計上基準

請負金額30,000千円以上または工期が1年を超える工事請負は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しております。その他の請負工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積は、原価比例法によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は千円未満切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 716,028 千円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（関係会社預け金を除く）

短期金銭債権	1,281,570 千円	長期金銭債権	－ 千円
短期金銭債務	7,390 千円	長期金銭債務	－ 千円
4. 関係会社預け金は新明和グループCMS余剰資金運用制度により新明和工業株式会社へ資金を預託しているものであります。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	1,521,079 千円
仕 入 高	969 千円
営業取引以外の取引高	30,008 千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および数 普通株式 200,000 株
2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
該当事項はありません。
3. 配当金支払額

平成 27 年 6 月 12 日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

株式の種類	: 普通株式
配当金の総額	: 91,000 千円
配当の原資	: 利益剰余金
1 株当たり配当額	: 455 円
基 準 日	: 平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	: 平成 27 年 6 月 15 日

[基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの]

平成 28 年 6 月 20 日の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

株式の種類	: 普通株式
配当金の総額	: 211,300 千円
配当の原資	: 利益剰余金
1 株当たり配当額	: 1,056.5 円
基 準 日	: 平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	: 平成 28 年 6 月 21 日

<土地の再評価に関する注記>

土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。